

島根県教育職員免許状再授与審査会の設置について

学校企画課

1 趣旨

令和3年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」が公布され、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県の教育委員会に設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨と、都道府県の教育委員会に都道府県教育職員免許状再授与審査会を置くことが規定された。

2 組織及び運営

国施行規則（文部科学省令）に定めるもののほか、必要な事項を県教育委員会規則で定める。

○組織に関すること

委 員	内 容	国	県(案)
人 数	5人以内		○
構 成	・医療、心理、福祉、法律に関する専門的な知識を有する者 ・教育委員会が適当と認める者		○
任 命 者	県教育委員会	○	
任 期	2年（再任可）	○	
義 務	委員の守秘義務		○

○運営に関すること

審 査 会	内 容	国	県(案)
代 表 者	会長 ※委員の互選	○	
招 集 者	会長		○
会議の公開	非公開		○
定 足 数	委員の過半数の出席	○	
議 決 方 法	・再授与可：原則、出席委員の全員一致、一致しない場合、出席委員の過半数の同意 ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意、可否同数の場合は、会長が決定	○	
利害関係者	審査事案と利害関係を有する委員は出席不可、議決権なし		○
参 考 人	委員以外の者への意見聴取可		○

3 主な内容

- ・ 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し、意見を述べる。
- ・ 再授与が適当との判断は、原則として、出席委員の全会一致をもって行う。

4 設置に向けてのスケジュール

- ・ 令和6年12月教育委員会会議に議案提出 県教育委員会施行規則の制定
- ・ 令和7年3月まで 委員の選任
- ・ 令和7年4月1日 審査会設置

5 その他

- ・ 再授与審査会の対象は、法施行後の令和4年度以降の特定失効者等

この度公布された、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）の概要及び留意事項について通知します。

3文科教第1380号
令和4年3月18日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長
殿

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布
について（通知）

この度、第204回通常国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」（以下「規則」という。）が公布され、法の施行の日（令和4年4月1日）より施行されることとなりました。

規則の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

記

第一 規則の概要

法に規定するデータベースへの記録及び特定免許状失効者等に対する免許状の授与の実施のために必要な規定を整備し、並びに法の委任に基づき都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであること。

1 特定免許状失効者等に係る通知・報告

(1) 免許管理者は、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効し、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を行ったときは、その旨を免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者の免許状を授与した授与権者に通知するものとする（規則第1条関係）。

(2) 所轄庁は、教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。（3）及び（4）において同じ。）が、次のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（規則第2条第1項関係）。

① 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。

② 公立学校の教育職員等であって児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき。

(3) 所轄庁は、国立学校、公立大学法人が設置する公立学校又は私立学校の教育職員等が児童生徒性暴力等を行い、公立学校の教育職員等の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる事実があると思料するときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（規則第2条第2項関係）。

(4) 学校法人等は、その設置する私立学校の教育職員等について、(2) ①に該当すると認めるとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより当該教育職員等を解雇した場合において、当該解雇の事由が(3)に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする（規則第2条第3項関係）。

2 審査会の組織及び運営に関する事項

(1) 審査会の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命することとしたこと。また、委員任期は2年とし、委員は再任可能としたこと（規則第3条関係）。

(2) 審査会に、会務を総理し、審査会を代表する会長を置き、委員の互選により選任することとしたこと。また、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとしたこと（規則第4条関係）。

(3) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしたこと。また、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見

を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならないこととし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができることとしたこと（規則第5条関係）。

(4) (1)～(3)に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとしたこと（規則第6条関係）。

3 施行期日及び経過措置等

(1) 規則は法の施行の日（令和4年4月1日）から施行することとしたこと（附則第1条関係）。

(2) 1(1)は、この省令の施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を受けた者については、適用しないこととしたこと（附則第2条関係）。

(3) その他関係省令について所要の改正を行うこと（附則第3条及び附則第4条関係）。

第二 留意事項

1 特定免許状失効者等に係る通知・報告

(1) 規則第1条又は第2条に基づき通知・報告を行う際には、教育職員等が児童生徒性暴力等に該当する行為を行ったか否か、禁錮以上の刑に処せられた事実が生じたか否か等を十分に確認すること。この確認手段として、本人に対する聴き取り調査のほか、事案に関係する裁判の傍聴や刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づく地方検察庁への刑事確定訴訟記録の閲覧請求を行うことが考えられること。

(2) 規則第2条に定める所轄庁による通知又は学校法人等による報告の対象には、免許状を有し、学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含むことに留意すること。「学校において児童生徒等と接する業務に従事する者」については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文科科学大臣決定）（以下「基本指針」という。）第2、2、(2)における「学校において児童生徒等と接する業務に従事する者」に係る記載を踏まえた上で判断されたいこと。

(3) 規則第2条に基づき、所轄庁による通知又は学校法人等による報告を行った場合は、免許法第14条及び第14条の2に基づく通知又は報告を行ったものとみなしてもよいこと。

(4) 規則第2条第2項に基づき、所轄庁より児童生徒性暴力等を行い解雇された者に係る通知を受けた免許管理者においては、通知の内容を踏まえ、当該者について教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第11条に基づく免許状の取上げ処分の判断を遺漏なく行うこと。

2 審査会の組織及び運営に関する事項

(1) 規則第3条第1項に規定する「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者」として、例えば、以下の専門家が該当し得ること。また、文部科学省において、専門家の候補となる者の情報共有等を行う予定であること。

- ① 医療関係者（医師等）
- ② 心理関係者（臨床心理士、犯罪心理学者、スクールカウンセラー等）
- ③ 福祉関係者（社会福祉士、児童相談所関係者、スクールソーシャルワーカー等）
- ④ 法律関係者（弁護士等）
- ⑤ その他（教育関係学者、性犯罪の更生プログラム等に詳しい保護観察官、警察関係者等）

(2) 規則第6条に基づき、都道府県教育委員会規則に定める事項として、例えば、委員の人数、会議を非公開とすること、委員の守秘義務、委員以外の者への意見聴取、議事に利害関係を有する者の取り扱い等が考えられること。

(3) 法の施行の日（令和4年4月1日）であり、この施行の日より前に児童生徒性暴力等を行い、施行の日以後に特定免許状失効者等となった者は免許状再授与審査の対象とはならないこと。また、特定免許状失効者等となった者の免許状取得に関しては、例えば、懲戒免職の場合には3年間の欠格期間が生じることを踏まえると、再授与審査が行われるのは定常的には令和7年度以降となるため、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について、規則第6条に基づく都道府県教育委員会規則の策定は必ずしも法の施行の日（令和4年4月1日）までに行う必要はないこと。

(別添)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課免許係

TEL : 03-5253-4111（内線 3968, 3969）

E-MAIL : menkyo@mext. go. jp